

ワースト・アセス・コンテスト 評価書

事業名	成瀬ダム（秋田県雄物川水系成瀬川）	事業者	国（国土交通省、ただし一部は土地改良事業として農林水産省）
------------	-------------------	------------	-------------------------------

注）環境影響評価法施行（平成11年6月）直前の平成11年5月、評価書の公告、縦覧がなされた閣議アセスである。

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？（No）

なぜ役に立たないか？どのようにアワズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
特定植物群落「成瀬川上流のブナ林」等、「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」 動物（イヌワシ、クマタカ、クマゲラなどワシ、タカ類）（飛行、ハンティング行動、複数での行動、巣、幼鳥などが確認されている） 環境保全対策	本事業区域の外にも同保護地域等が広く分布しているから、植生や保護地域の保全は図られ、「ダム建設による影響は少ない」。 ダム建設事業による消失森林を除いても十分な森林が残るから、ダム建設による影響は少ない。 「地形の改変及び森林の伐採は最小限にとどめるものとする」「工事跡地については在来種を用いた緑化を行う」「引き続き調査を継続する」。	例えば、森林生態系保護地域は、貴重な動植物の宝庫であり、これを保護するためには自然そのものを保護しなければならない地域であることが公認されているもので、これを国自身が安易に消失させるのは許されない。 食物連鎖の高位に位置するワシ・タカ類は、生態系の変化をもっとも受けやすい動物の一つであり、厳に採餌場として利用されている可能性の高い森林の消失は、ワシ・タカ類に甚大な影響を与えるおそれがある。 示された対策は抽象的で、真摯な検討がなされたとは思われない。調査を継続しなくとも環境保全がなされるよう調査、対策を検討するのが本筋ではないか。

. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？（Yes・No） NOの場合、

どのような情報が隠されていたか？	準備書の不備が発覚したあとの追加調査に関し、成瀬ダム事業審議委員会「環境・地質等調査専門委員会」が開催されたが、非公開であった。
------------------	--

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？（No）

どのような評価項目が欠けていたか？	シノリガモ（環境庁レッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群に指定）、評価書公告終了後に発見された。 その後、国交省は追加調査を行い、「専門家の話から、今の時点ではダムが建設されても保全は可能と考えている」としたが（新聞報道）、「専門家」の氏名、具体的な意見については明らかにされていない。
-------------------	--

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？（Yes・No） NOの場合、

何がどう反映されていなかったか？

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(No)

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？

アセス法の成立が平成9年6月、成瀬ダムの閣議アセス手続が開始し準備書が縦覧に供されたのが平成9年9月。方法書手続がなく、重要な項目がアセスの対象から抜け落ちた。アセス法施行をまって法アセスを開始すべきであった。

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes)

調査会社が作成した準備書の「陸上植物」として記載されている619種のうち、秋田県内に生育が確認されていない種が少なくとも34種あり、ランについて16種の欠落があるずさんなもので、しかも調査当時のフィールドノート、踏査ルート図を紛失した。このような場合、その後の手続については調査会社を変更し、別の調査会社に依頼することが通常と思われるが、国交省はその後の追加調査で調査会社を変更しなかった。調査会社を変更したくない特別な理由があったのではないか。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？(No)

成瀬ダムの集水面積は流域のわずか1.7%、治水の費用対効果は国交省のお手盛り基準でも1.03である。そもそも治水対策として必要性のない事業である。かんがい用水についても、現在利用されているポンプの代替としてダムが位置付けられているが、そもそもポンプを廃止しなければならない理由は存在しない。

・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

秋田県の成瀬ダムに対する公金支出について住民訴訟が提起されており、アセスも争点のひとつとなっている。秋田県は「閣議決定要綱に基づきアセスが実施されており、アセス手続が違法とはいえない」と主張している。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

第三者機関による透明で公正な審査が不可欠である。

また、代替案(ゼロオプションを含む)の検討が不可欠である。